

# 令和8年度

## 新潟市会計年度任用職員 (児童相談所 一時保護施設業務) 採用試験案内

令和7年12月1日

新潟市こども未来部児童相談所こども相談課  
〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目57番地1  
電話025-230-7777

**令和8年4月に採用する児童相談所一時保護施設業務  
を行う会計年度任用職員(パートタイム)を募集します。**

任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間
試験日	随時(応募者に電話連絡のうえ、受験日程を調整します)
受付期間	令和7年12月1日(月)～令和7年12月24日(水)※必着 午前8時30分から午後5時30分まで(土・日、祝日を除く)

### 1 募集職種・業務内容

職種	採用予定人員	主な業務内容
①児童指導員【シフト制】 (パート・7時間15分 概ね週29時間)	それぞれ 5名程度	児童福祉法に基づく一時保護施設における、入所児童の生活支援等関連業務
②指導当直員【シフト制】 (パート・7時間15分 概ね週29時間)		

### 2 勤務地

新潟市児童相談所(新潟市中央区川岸町1丁目57番地1)

### 3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間

※地方公務員法が適用されるため、採用はすべて条件付での採用となり、原則として採用から1か月間を良好な成績で勤務した時に、初めて正式採用となります。

※任用期間中の勤務実績が良好な場合、非公募による再度の任用(翌年度の任用)を4回まで行う場合があります。

### 4 報酬・手当等

本市職員として在職期間がある場合、その職歴に応じて報酬月額を決定します。  
報酬のほか、各種手当が対象となり一定の要件等を満たす場合に支給となります。

週29時間パート勤務で

報酬(月額) 190,242円～203,886円(地域手当を含む。)

※通勤手当があります。(2km未満の場合は支給なし)

※夜間勤務手当があります。

※時間外勤務手当、一定の要件を満たす場合に期末手当・勤勉手当を支給します。

※報酬（月額）は令和7年12月1日時点のものです。

## 5 勤務時間

職種	勤務時間
①児童指導員	平日・休日問わず、週あたり29時間勤務となります。 (各週の勤務日数は概ね4日間) 勤務時間は早番・遅番・日勤・当直（当直は月2回程度）の勤務を交代するシフト制となります。 <シフト例> ①早番：午前7時15分～午後3時30分（休憩60分） ②遅番：午後1時00分～午後9時15分（休憩60分） ③日勤：午前8時45分～午後5時00分（休憩60分） ④当直：午後5時00分～翌午前9時30分（休憩120分） ※緊急対応が必要な場合は、時間外勤務もあります。（概ね月10時間）
②指導当直員	午後5時00分から（翌日）午前9時30分まで 4週当たり116時間（原則、週当たり29時間）勤務となります。 ただし、午後5時00分から（翌日）午前1時15分まで、午前1時15分から午前9時30分までの各勤務時間の途中に1時間の休憩を付与します。 ※緊急対応が必要な場合は、時間外勤務もあります。（概ね月5時間）

## 6 休暇

・休暇は任用期間に応じて年度単位で有給休暇が付与されます。

※任用期間が1年で、週4日勤務の場合は最大16日、週5日勤務の場合は最大20日となります。

・特別休暇等があります。

## 7 服務

地方公務員法に規定する服務および懲戒に関する規定の対象となります。

パートタイム勤務の会計年度任用職員は、営利企業等従事（兼務）を行うことができますが、次の場合は認められませんので留意してください。

- ・兼業を行うことによって職務の遂行に支障をきたす恐れがある場合（兼業先との所定勤務時間の合計が週38時間45分を上回る場合など）
- ・兼業を行うことにより職務の公正を確保できなくなる恐れがある場合
- ・兼業を行うことによって新潟市の信用を損なう恐れがある場合

## 8 その他

職員の駐車場は基本的にありませんので、車で通勤する場合は各自で民間駐車場を借りていただく必要があります。

## 9 受験資格

・児童指導員の任用資格を有する者（※下記参照）

（採用時までに資格取得または卒業見込みを含む。資格取得または卒業見込みの人が合格した場合は、採用時までに資格取得または卒業を証明する書類を確認します。）

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 拘禁刑（令和4年改正前の刑法の規定による禁錮）以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの者

- イ 新潟市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者  
 ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者  
 エ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

※児童指導員任用資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目的単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (10) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、市長が適当と認めたもの。
- (11) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

## 10 採用試験の日時・会場・方法

- (1) 作文試験（受験申込書と一緒に郵送または持参により提出）

テーマ	「わたしが考える児童一時保護施設の役割とは」
提出期限	令和7年12月24日（水） ※受験申込書に同封のうえ、ご提出ください。
記載要領	<ul style="list-style-type: none"> <li>・800字程度、原稿用紙2枚または任意の書式（A4版）に記載</li> <li>・1行目にテーマ、2行目に氏名を記入してください。</li> <li>・記載は鉛筆、シャープペンシルまたはボールペンを用いて自書してください。（パソコン不可）</li> </ul>

- (2) 個別面接試験

日 時	随時（応募者に電話連絡のうえ、受験日程を調整します）
会 場	面接会場：新潟市児童相談所（新潟市中央区川岸町1丁目57番地1）
内 容	人物、見識及び職務経験等についての質疑応答

※複数の職種を同時に応募することもできます。

その場合は、受験申込書の「受験職種」欄の希望する職種にチェック☑してください。

※作文試験と個別面接試験の合計点数が上位の者から合格として決定します。

ただし、一定の基準に達しない場合は、合格としないこともあります。

## 11 合格通知

採用試験の結果に基づいて合格者を決定します。一定の基準に達しない場合は、合格としないこともあります。

試験の結果については、受験者全員に、試験終了後おおむね1週間以内に郵送でお知らせします。

なお、合格者が辞退した場合、次点の方を合格者とすることがあります。

## 12 試験結果の情報提供について

この試験の不合格者は、試験結果について、次のとおり閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、事前に児童相談所へ連絡のうえ、受験者本人がマイナンバーカード、運転免許証、旅券、または有効期限内の資格確認書を必ず持参のうえ、直接、新潟市児童相談所へおいでください。なお、電話等による情報提供はできません。

対象者	閲覧できる内容	閲覧場所
不合格者	試験の得点及び順位	児童相談所 こども相談課

- (注意)
  - ・合格発表日から3か月以内に請求してください。
  - ・平日（午前8時30分～午後5時30分）のみの対応です。土曜、日曜、祝日及び年末年始は対応できません。

## 13 受験手続

### (1) 受付期間

**令和7年12月1日(月)～令和7年12月24日(水) ※郵送の場合必着**

受付時間：午前8時30分から午後5時30分まで（土曜・日曜、祝日を除きます）

### (2) 応募方法：下記（3）の提出書類を持参または郵送してください。

- ・メール便、電子メール、ファックスその他の方法での応募はできません。
- ・確実に届く方法で郵送（簡易書留や特定記録郵便など）してください。  
普通郵便により郵送した場合の事故については、責任を負いません。
- ・郵送による応募の場合は、封筒の表面に「受験申込」と赤字で書き、裏面に受験者の住所・氏名を必ず記入してください。

### (3) 提出書類：下記の所定様式に記載のうえ、一式を提出してください。

#### ①受験申込書（写真貼付）

「受験職種」欄は、応募する職種にチェックしてください。

※複数の職種を重複して応募することもできます。応募する全ての職種にチェックしてください。

- ・資格がある方は、資格証等の写しを添付してください。
- ・学校教育法による大学で、社会福祉学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者は、履修済科目が記載された大学の成績証明書及び卒業証明書の写しを添付してください。（ただし、資格取得見込み、卒業見込みの方を除きます。）

#### ②作文

## ＜提出・郵送先＞

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目57番地1  
新潟市児童相談所 こども相談課

(4) 注意事項：提出書類について、下記にご注意願います。

- ・事実と異なる記載をした場合、合格又は採用を取り消すことがあります。
- ・提出書類に不備がある場合は、返送することがあります。なお、このために申し込みの遅延が生じても、本市は責任を負いません。
- ・受験申込書の記載はすべて黒の消せないインク又は万年筆を用いてください。
- ・「在学期間」「取得年月日」「在職期間」は元号（昭和・平成・令和）で記入してください。
- ・学歴の欄は最終学歴だけではなく、「その前」の学歴も高校以降のすべてを記入してください。
- ・提出書類については返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・受験に際して取得した個人情報は、採用試験以外には使用しません。

## 14 受験心得

- (1) 当日は、余裕をもって試験会場においてください。
- (2) 遅刻者は受験できません。

### 試験会場周辺案内図

※児童相談所の駐車場は利用できません。車でお越しの場合は、児童相談所付近の有料駐車場をご利用ください。その場合の利用料は受験者の負担になります。



《お問い合わせ先》

〒951-8133 新潟市中央区川岸町1丁目57番地1

新潟市こども未来部児童相談所こども相談課 岡村

電話：025-230-7777

E-mail : [jiso@city.niigata.lg.jp](mailto:jiso@city.niigata.lg.jp)